

2024.12.02

## ESG リスクトピックス <2024 年度第 9 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けします。

### 今月のトピックス

#### <生物多様性>

#### OCBD-COP16 が閉幕 国際目標のモニタリング指標や資源動員戦略は時間切れで採択見送り

（参考情報：CBD-COP16 HP <https://www.cbd.int/article/agreement-reached-cop-16>）

10 月 21 日からコロンビア・カリで開催されていた国連生物多様性条約 16 回締約国会議（CBD-COP16）が閉幕予定日を 1 日過ぎた 11 月 2 日に休会という形で閉幕した。2030 年までに生物多様性の損失を止め反転させるための世界目標であるグローバル生物多様性枠組（GBF）の実施加速に向けた議論が行われたものの、複数の議題で交渉が難航し、本会合での採択に至らなかった。

本会合では生物遺伝資源のデジタル配列情報（DSI）の使用に係る便益配分に関する多国間メカニズム、生物多様性条約第 8 条（j）項に基づく先住民および地域コミュニティ（IPLC）の参画に関する補助機関会合の設立、GBF の進捗を測るモニタリング指標やレビューの仕組みなどが議論された。本会合の成果として、IPLC の自然保護活動に対する役割の強化、生物遺伝資源の DSI から得られる便益を共有する新たな多国間メカニズムとして「カリ基金」の創設が採択されたことが挙げられる。

一方で議題 7（事務局予算）、議題 10（GBF 指標・レビューメカニズム）、議題 11（資源動員）などで審議が中断となり、採択を持ち越す形となった。議題 10 については、23 項目に及ぶ GBF のターゲットのモニタリング指標が定まることで、その達成に向けた各国の取り組みの進捗状況や今後の進め方が明確になることが期待されていた。指標については作業部会で議論が行われ、具体的な評価方法がおおむね決定しているものの、本会議の休会により採択には至らなかった。なお、保留されている議題について採択を図る特別会合の開催情報も発表されることなく、本会合は閉幕している。

196 の CBD 締約国のうち、GBF に基づく「生物多様性国家戦略および国家計画（NBSAP）」を提出しているのは日本を含む 44 か国に留まっており、締約国の中でも GBF への姿勢には温度差があるといえる。また GBF の実行に必要な資金などの資源動員を目的とするガイダンスとして、資源動員戦略フェーズ II（2025-2030）等が議論されたが、締約国間の意見の隔たりは大きく、資金動員戦略の採択は見送りとなった。

生物遺伝資源の DSI の利用から生じる便益の公平な配分については、「すべての DSI 利用者が恩恵を共有することが望ましい」との方向性が確認された。製薬、バイオテクノロジーなどの DSI を利用して多大な利益を得る大企業に対して、利益の一部を新たに創設される「カリ基金」に拠出することを奨励するという内容で採択に至った。

企業は、本会合の採択項目が今後自社のビジネスにどのような影響を及ぼすか分析することが望ましい。また保留となった GBF のモニタリング指標は、企業の自然関連財務情報開示において指標や目標を検討する際に参考になると考えられるため、採択前の状況であっても内容を確認しておくといだろう。

## <自然資本>

### OTNFD が自然関連データ市場の整備ロードマップ案、自然移行計画の開示フレームワーク案を発表

(参考情報：2024年10月26日付 TNFD HP)

<https://tnfd.global/upgrading-market-access-to-decision-useful-nature-related-data/>

2024年10月27日付 TNFD HP

<https://tnfd.global/tnfd-transition-plans-paper-published/>)

自然関連財務情報開示タスクフォース (TNFD) は、2024年10月下旬に開催された生物多様性条約第16回締約国会議 (CBD-COP16) において、「自然関連データ市場のアクセス強化に向けたロードマップ案 (以下、本ロードマップ案)」および「自然移行計画に関するディスカッションペーパー (以下、本ディスカッションペーパー)」を発表した。本ロードマップ案では、自然関連データの品質や入手可能性を向上させるために TNFD が「自然関連データ原則」を策定するとともに、オープンアクセス型の統合的データベース「自然関連データ・パブリック・ファシリティ (NDPF)」ベータ版の開発と試行を行うとしている。また本ディスカッションペーパーは、TNFD 開示提言の戦略 B で開示が推奨されている移行計画に関して、その開示フレームワーク等を整理したものであり、2025年中に自然移行計画ガイダンスの正式版を公表する予定としている。

本ロードマップ案では、TNFD 開示を行っている企業からのフィードバックを受けて、自然関連データに関する5つの課題を特定している (表1)。

<表1 フィードバックから得られた自然関連データに関する課題>

No.	課題
1	断片化されており馴染みのない自然関連データソースから、組織の意思決定に活用できるデータを探し選択することに時間を要する
2	断片化されたデータを入手することや、専門コンサルタントの利用などでコストがかかる (特に中小企業や新興国、発展途上国において課題となる)
3	入手可能なデータの適時性や、生物群系、地域全体での可用性など、品質に懸念がある
4	各企業や資産クラスにおける比較可能性に課題がある
5	利用可能な自然関連データの保証可能性が担保されていない

また TNFD はこれらの課題に対応するために、データプロバイダーから市場仲介者、エンドユーザーにまたがる自然関連データバリューチェーンにおけるパイロットテストを、2025年までに行うことを予定しており、特に以下の3つに注力する (表2)。

<表2 自然関連データ整備における注力分野>

No.	注力分野
1	既存の科学データやオープンデータ、企業報告データの基準と原則を参考にして、自然関連データ原則を開発すること
2	中期的な観点から、優先的に資金提供する必要がある自然関連データバリューチェーンの強化すべき点と品質改善すべき点を特定すること
3	NDPF ベータ版を通じて、エンドユーザーの需要をさらに調査すること

NDPF はオープンアクセス型の統合的な自然関連データベースで、標準化団体や市場規制当局によって設定されている科学的データ基準、オープンデータ基準、企業報告データ基準のすべてに整合させ、自然関連データにおけるデータの信頼性を担保するものとしている。様々なデータプロバイダーと協力して NDPF ベータ版を開発し、そのテストを通じて市場参加者のニーズや実

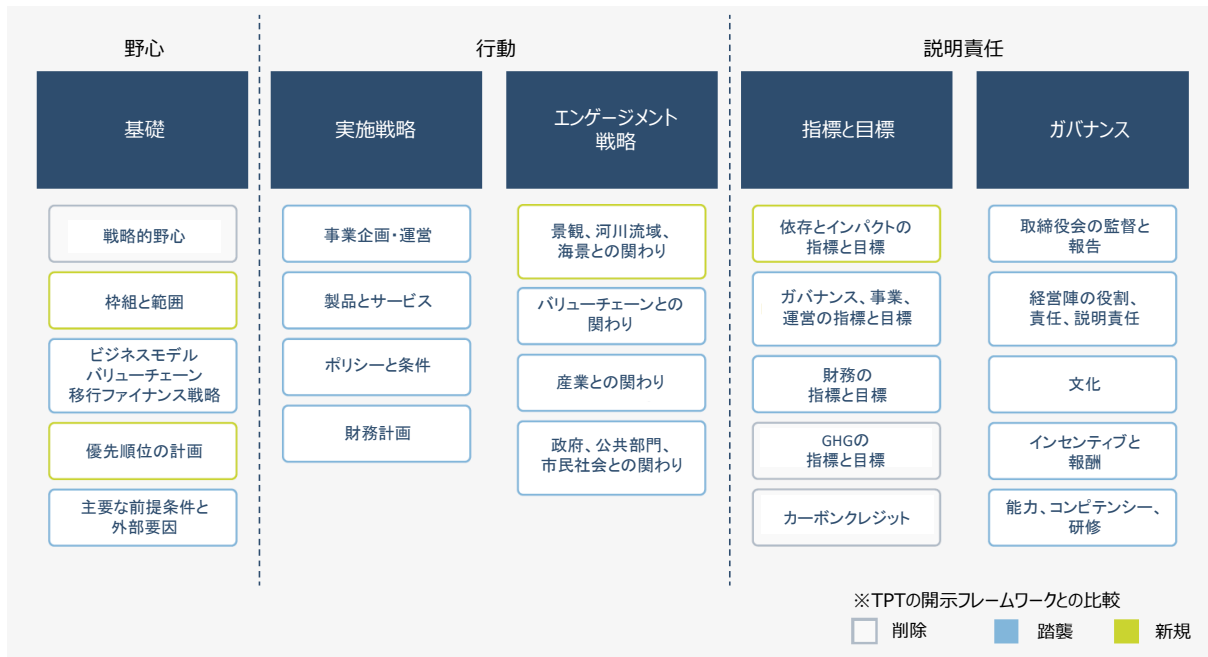
現可能性を判断する。

これからベータ版に着手するという NDPF が正式に市場に実装されるまでには相当な時間がかかると考えられるが、実現した場合、企業にとって自然関連データの入手や分析のあり方が劇的に改善することが期待される。

自然移行計画に関するディスカッションペーパーは、気候変動分野の移行計画策定の指針となっているグラスゴー金融同盟（GFANZ\*）の「金融機関のネットゼロ移行計画（NZTP）」報告書や移行計画タスクフォース（TPT\*\*）の「TPT 開示フレームワーク」などを参考にしている。特に本ディスカッションペーパーで提示されている開示フレームワーク案は、「TPT 開示フレームワーク」をベースに、自然分野の観点から一部削除および追加する形で構成されている（図 1）。

今後、2025 年までに策定される自然移行計画ガイダンスの正式版は、金融機関と企業の両方のニーズに対応したものになるとされており、企業と金融機関のエンゲージメントが強化されると考えられる。多数の日系企業が TNFD 開示を始めているが、まだ自社の自然関連課題を分析するに留まり、課題に見合うだけの具体的な対策とその計画まで踏み込んでいる企業は限られている。本ディスカッションペーパーをもとに先んじて移行計画を検討しておくことが期待される。

<図 1 自然移行計画の開示フレームワーク案>



(出典：TNFD “Discussion paper on Nature transition plans” (2024)を基にインターリスク総研仮訳)

- \* GHG ネットゼロを目指す世界の金融同盟。銀行、保険、アセットオーナー、資産運用会社等のイニシアチブの連合体。
- \*\* 2022年にイギリス政府が立ち上げた、移行計画策定に関するイニシアチブであり、現在はISSBがその成果物を引継ぎ、責任を負っている。

<生物多様性>

○国土交通省が新たな緑地認定制度の初回受け付け開始、結果は来年3月予定

(参考情報：2024年11月1日付 国土交通省報道発表：

[https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi07\\_hh\\_000269.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi07_hh_000269.html))

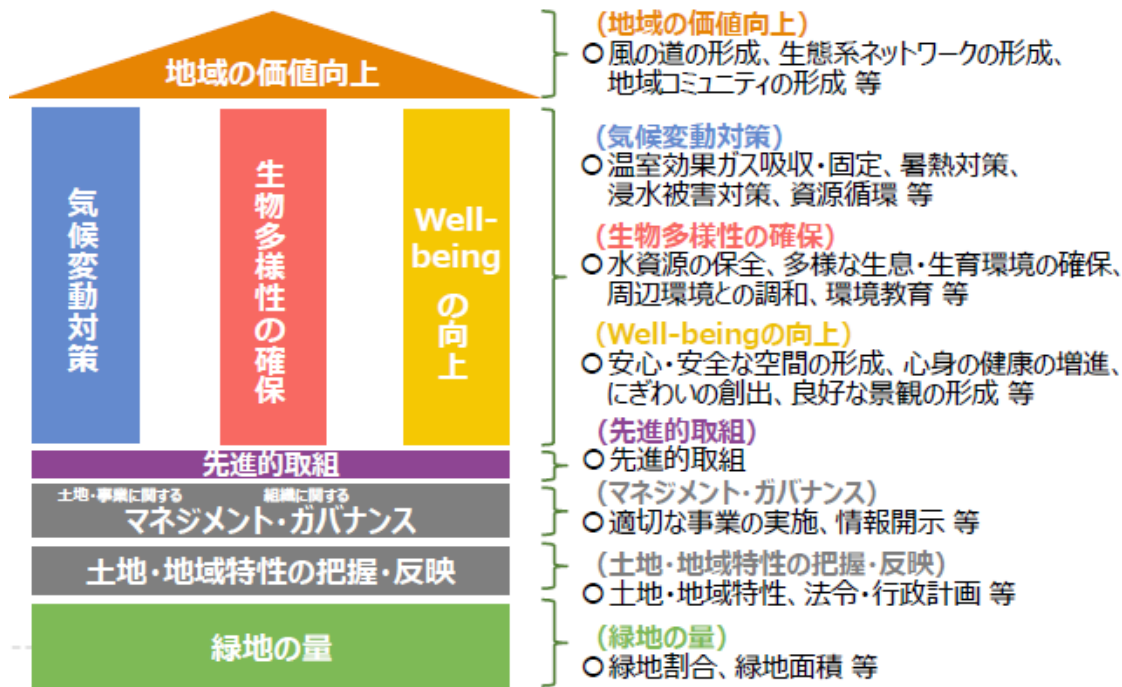
国土交通省は11月1日、民間事業者等による良質な緑地確保の取り組みを評価・認定する新制度の運用を開始した。改正都市計画法に基づき、国土交通相が「気候変動対策」「生物多様性の確保」「Well-beingの向上」等の緑地の質と量の観点から評価・認定をする制度で、愛称は「TSUNAG（ツナグ）」。

初回募集は11月末まで申請を受け付け、12月以降に審査を実施、2025年3月に初の認定結果を発表する予定。初回認定について各種検証を行い、次年度以降の基準見直しも視野に入れている。

応募の方法は、国土交通省のTSUNAG認定HP\*の申請フォームに入力し、その後必要書類などの電子ファイルを格納・提出する。申請には、申請内容を証明するための根拠資料や、付近見取り図、配置図等が必要。緑地面積や緑地割合等の要件を満たした上で、緑地の質として▽温室効果ガスの吸収量（気候変動対策）▽生物の良好な生息・生育環境形成に資する取り組み（生物多様性の確保）▽緑地における人々の交流・滞在促進に資する取り組み（Well-beingの向上）——などが評価対象になる。なお、認定を得られた場合、緑地の質・量の両方の評価レベルに応じて3段階でランクが付与される。

初回申請時（本審査時）は1件当たり120万円、更新・変更申請は同40万円の手数料が必要だ。

<図1 評価の領域・項目>

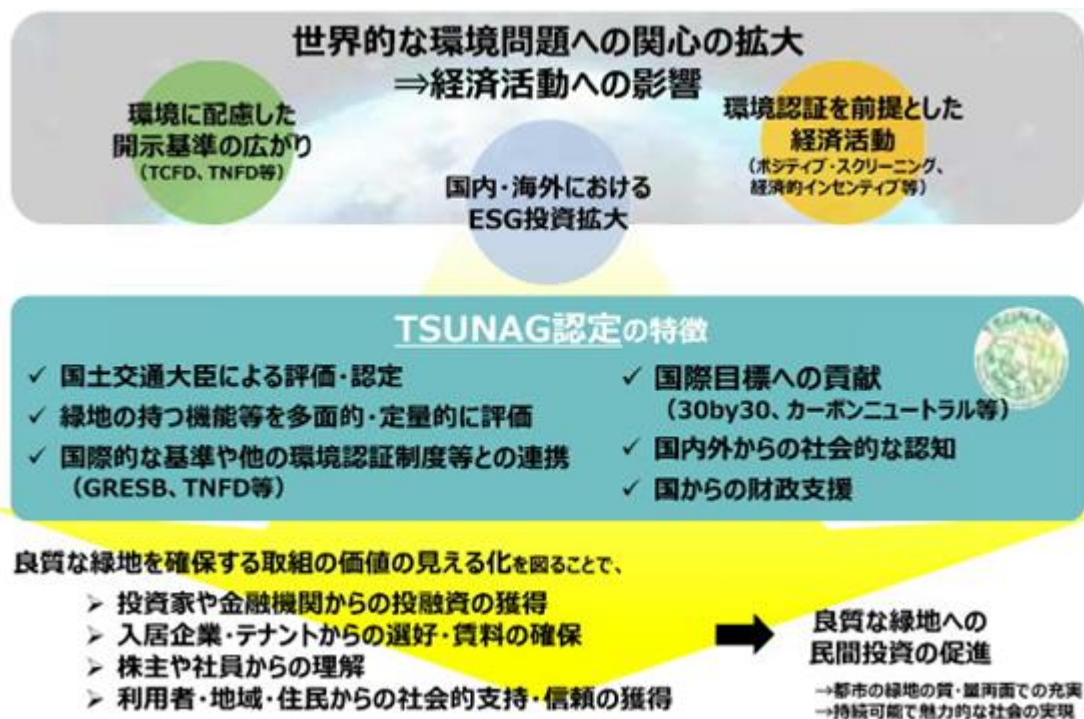


(出典：国土交通省 まちづくり GXセミナー資料)

本認定を取得すると、緑地の整備や維持の費用に対して国の無利子貸し付け（都市開発資金）や補助金（グリーンインフラ活用型都市構築支援事業）などの支援が受けられるという。加えて、緑地確保の価値を可視化（評判形成・ESG投資の呼び込み）でき、具体的には▽国際基準や他認証制度との連携（GRESB、TNFD等）▽国際的な目標への貢献（30by30、カーボンニュートラル等）▽社会的認知向上——が期待できる。

日本の都市緑地の充実度は世界各国と比較して低く、かつ減少傾向にあるとされる。また民間企業の間では緑地確保の取り組みは収益を生み出しづらいと広く認識されがちだ。そうした中で、良質な緑地確保取り組みの価値が投資家や金融機関、利用者や地域住民など様々なステークホルダーに向けて「見える化」することで、民間投資を促進することが本制度の狙いにある。

<図2 TSUNAG（優良緑地確保計画認定制度）の特徴>



(出典：国土交通省 まちづくり GXセミナー資料)

\* 国土交通省 TSUNAG 優良緑地確保計画認定制度 申請ページ

<https://tsunag-mlit.com/tsunag/application/flow>

#### <非財務情報開示>

○金融庁、サステナ有報開示で GHG の Scope3 排出量開示にセーフハーバー・ルール適用へ

(参考情報：2024年10月10日付 金融庁 HP：

[https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/sustainability\\_disclose\\_wg/shiryoku/20241010.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/sustainability_disclose_wg/shiryoku/20241010.html))

金融庁は10月10日に開いた第4回金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ(WG)」で、有価証券報告書サステナビリティ開示基準(SSBJ基準)の導入に際し、温室効果ガス(GHG) Scope3 排出量の開示で記載した事項と実際の結果に差異があった場合でも、虚偽記載として課徴金や刑事罰、民事責任などを課さない「セーフハーバ

ー・ルール」を適用する方針を初めて示した。

方針案では、Scope3 排出量の算出に際し第三者からの情報の入手経路の適切性や見積りの合理性について会社内部で適切な検討が行われたことが説明されている場合などを同ルールの適用条件に示した。Scope3 では、バリュー・チェーンの上流・下流データプロバイダー、投融資に帰属する排出量（ファイナンスド・エミッション）など、開示企業の統制が及ばない第三者から取得した情報や見積りによる情報の開示が求められることに配慮した措置だ。情報の入手経路や社内の評価プロセスの適切性についても開示することで、企業の責任の範囲を明確化する。今後、WG の結論としてセーフハーバー・ルールを「企業内容等の開示ガイドライン」の改正版に反映する。

WG では 2025 年 3 月の SSBJ 基準の確定とその後の導入に向け、開示や保証のあり方を継続的に審議している。セーフハーバー・ルール以外で現時点での主な論点では以下がある。

### 1. 二段階開示の方法

SSBJ 基準適用初年度の経過措置として、①有価証券報告書で主に現行開示基準に基づく 1 段階目の開示 ②訂正または半期報告書で不足する定量情報等を補完する開示——の二段階の開示を検討。特に、「更新箇所がわかりやすい」や「早期の開示が期待できる」などの理由から、2 段階目は訂正報告書が有力。

### 2. 海外に向けた情報開示の方法

欧州の企業サステナビリティ報告指令（CSRD）など日本以外の基準に基づいて情報開示を行った場合に、日本の投資家に同様の情報をタイムリーに提供すべく、臨時報告書等において開示先のリンクなどの情報を開示する案が議論されている。

### 3. 保証制度の導入

開示内容の保証について、範囲や水準、保証業務の担い手などを幅広く検討。従来の議論を踏まえ、制度開始から一定期間は Scope1・2 のみを保証対象とするイメージが示されたが、複数の委員が「保証範囲として狭すぎる」や「対象範囲の拡張に関するロードマップを示すべきだ」と指摘。

## <ハラスメント>

### ○企業における就活生へのハラスメント防止措置義務化へ 法改正の動き進む

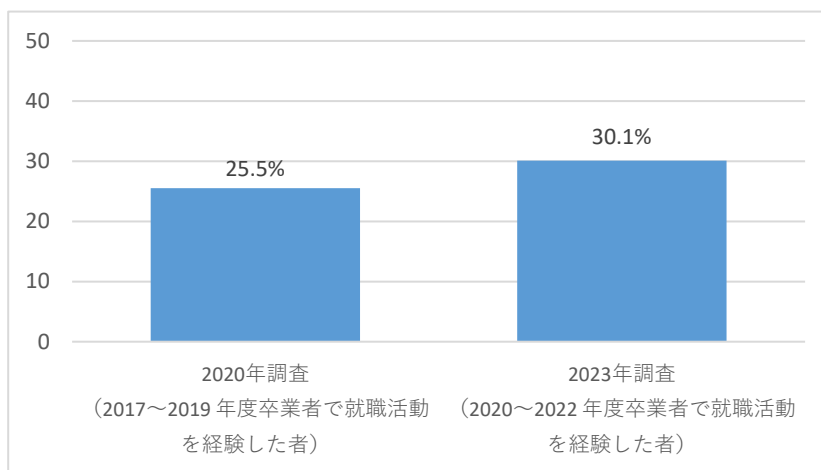
（参考情報：2024 年 10 月 22 日付 厚生労働省 HP

<https://www.mhlw.go.jp/content/11901000/001318437.pdf>）

厚生労働省は 10 月 22 日、就活生へのハラスメント対策の強化の一環として、企業へのハラスメント防止措置義務化に向けた検討を開始した。同省は年内に議論をまとめ、来年の通常国会において関連法案の提出を目指している。

職場におけるパワーハラスメント（以下パワハラ）やセクシュアルハラスメント（以下セクハラ）については、防止措置を企業へ義務化する法改正が 2020 年に実現した。企業側の対応もおおよそ進んだ一方で、近年表面化している就活生に対するハラスメントについても防止措置の必要性が認識されている。実際、厚生労働省が過去 2 回行った調査によると、およそ回答者の 3 人に 1 人が就職活動中にセクハラを受けていることがわかった。企業によっては、インターンシップや OB・OG 訪問、リクルーターによる採用活動を通じて学生と接する機会が増えており、就活生へのハラスメントが発生する要因の一つと考えられる。

＜グラフ 過去5年間で就職活動中にセクハラを受けた人の割合＞



(出典：厚生労働省「令和2年度職場のハラスメントに関する実態調査 報告書」\*  
厚生労働省「令和5年度職場のハラスメントに関する実態調査 報告書」\*\*  
記載内容をもとにインターリスク総研にて作成)

加害者と被害者の双方が企業と雇用関係にあり、その中で発生するパワハラやセクハラと違い、被害者が雇用関係にない就活生へのハラスメントについては、労働施策総合推進法の定義のみでは対処できない側面がある。就活生へのハラスメント行為について、職場における雇用管理の枠組みを広げ対処することができるかについては、今後の争点となっている。

上記検討の流れを踏まえ、企業に対しては就活生へのハラスメント対策が強く求められていくといえる。まずはトップメッセージや研修等を通して就活ハラスメントを行わないよう周知徹底するなど、就活ハラスメントを起こさせないような取り組みが求められていく。これらの対策を講じることは、自社の役職員がハラスメント行為を起こさないようにするといった心理的な抑止力にも繋がる。一方で、被害者となり得る就活生に対しても、相談窓口を設置・公開することやハラスメントが発覚した際に迅速な対応ができる体制を構築しておくことが重要である。厚生労働省が公開する「就活ハラスメント防止対策企業事例集」\*\*\*では、就活ハラスメント対策に取り組む企業の具体的な取り組み事例を紹介している。自社において対策を立案するにあたり参照されたい。

過去にも自社の役職員が就活生に対してハラスメントを行っていることが報道やSNS等で発覚し、企業価値を棄損するといった事例が発生している。就活生に対するハラスメントが発覚することで、自社への入社を敬遠されるといったリスクが想定される。人手不足が深刻な中、人材の確保は企業経営における最重要課題の一つである。企業においては今後の法改正の動向を注視しながら前倒しで対応策について検討されたい。

\* <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000775817.pdf>

\*\* <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001256079.pdf>

\*\*\* <https://www.mhlw.go.jp/content/11910000/001065368.pdf>

## <ハラスメント>

### ○カスタマー・ハラスメント対策における企業の留意点

(参考情報：東京都カスタマー・ハラスメント条例案：

[https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2024/09/11/documents/18\\_01.pdf](https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2024/09/11/documents/18_01.pdf))

2024年10月4日、「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」が可決された。2025年4月1日に施行される。本条例はカスタマー・ハラスメント（以下カスハラ）を防止するために制定された全国で初めての条例となった。

本条例においてカスハラは「顧客等から就業者に対し、その業務に関して行われる著しい迷惑行為であって、就業環境を害するものをいう」と定義されている。

また、企業の責務、企業が講ずべき措置として、下記が挙げられている。

- ✓ カスハラ防止に主体的かつ積極的に取り組む
- ✓ 東京都が実施するカスハラ防止施策に協力するよう努める
- ✓ 従業員がカスハラを受けた場合は、速やかに安全を確保する
- ✓ カスハラを行った顧客等に対し、その中止の申入れ、その他の必要かつ適切な措置を講ずるよう努める
- ✓ 顧客等からのカスハラを防止するための措置として、体制の整備、従業員への配慮、防止のための手引きの作成その他の措置を講ずるよう努める

なお、本条例の検討の過程では、罰則の制定が議論になったが、明記されなかった\*。ただ、本条例の施行により、上記の責務については、労働者に対する安全配慮義務の一環として考慮される可能性がある。また、カスハラが企業における看過できないリスクになっており（カスハラが増加\*\*のみならず、顧客からの著しい迷惑行為による職場環境の悪化や人材流出など）、しかるべきカスハラ対策が急務といえよう。

一方、企業がカスハラ対策強化を進める上で難しいのは、顧客への対策を講じなければならない点だろう。セクハラやパワハラは主に社内の従業員への対策の側面のみであるが、カスハラは社内向けの対策に加えて、顧客への働きかけも必要になる。また、顧客からの正当な苦情や意見、要望は顧客の権利であり、これらは業務の改善や新たな商品又はサービスの開発につながるものでもあり、カスハラと峻別する必要がある。

企業としては社内外に対し、「会社としての方針・姿勢を明示」し、それを訴求し、ときに顧客に対して毅然とした対応を貫いていくことが求められる。他社事例や条例施行までに東京都から作成される予定のカスハラに関する指針（顧客等、就業者、事業者の責務に関する事項、事業者の取り組み、その他従業員の保護につながる具体策が記載される想定）を参考にし、実効性の高い仕組み・ルール等を検討することが望まれる。

\* 罰則措置が明記されなかったのは、条例化に向けての取組を推進した「カスタマーハラスメント防止対策に関する検討部会」（<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/plan/koyou/kasuhara/>）における議論で、スピード感をもってカスハラを禁止するために罰則はない方がよいとの意見が背景にある。一方で労働法や経済法が届かない部分を条例がフォローしており、事業者が積極的な取組に努力すべきとの議論がなされている。

\*\* 「令和5年度 厚生労働省委託事業職場のハラスメントに関する実態調査報告書」（<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001256079.pdf>）P.52のとおり、顧客等からの著しい迷惑行為の件数が減少していると答えた企業より、増加していると答えた企業が多い。



## <サイバーセキュリティ>

### ○国際連携でランサムウェア対策強化へ 内閣サイバーセキュリティセンター、CRI 会合に参加

(参考情報：2024年10月3日付 内閣サイバーセキュリティセンター

「カウンターランサムウェア・イニシアティブ会合」への参加について

[https://www.nisc.go.jp/pdf/press/press\\_cri\\_statement\\_20241003.pdf](https://www.nisc.go.jp/pdf/press/press_cri_statement_20241003.pdf))

内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）は10月3日、昨年以来4回目となる「カウンターランサムウェア・イニシアティブ（CRI）会合」への参加を報告した。本会合は米国、英国、欧州評議会など合計68の国や機関が参加、日本からはNISC、警察庁、外務省が参加した。本会合でCRIメンバーはランサムウェア脅威への対策における国際連携の重要性を改めて確認。共同声明では以下の点が再確認された。

- ・ ランサムウェアに対する集団的な強靱性の構築
- ・ CRIメンバーがランサムウェア攻撃を受けた場合の支援
- ・ 攻撃者を追及しCRIメンバーの法的管轄区域内で活動できる安全な場所を作らせないこと
- ・ ランサムウェアのビジネスモデルの一部である暗号資産の使用を防ぐこと
- ・ CRIメンバーへの助言や支援のための民間セクターとの協力
- ・ 国際協力を推進しランサムウェアの脅威に対抗する体制を共同で整えること

ランサムウェア攻撃者は金銭獲得を目的に、プログラム開発者や不正アクセス支援者、攻撃実行者が連携する犯罪エコシステムを形成している。また、ランサムウェア攻撃を含むサイバー攻撃には国境が存在しない。これらの脅威に対抗するためには、国際社会が一丸となって「身代金を支払わない」「ランサムウェア攻撃者を訴追する」といった集団的な対応を取ることが不可欠である。

さらに、本会合ではランサムウェア攻撃を受けた組織を支援するためのガイダンスが公表された。被害組織が適切な対応を行うためには、情報システム担当者や組織の最終意思決定者が本ガイダンスを確認し、身代金支払いに関する判断を含めた、インシデント発生時の対応方針を議論、検討することが求められる。

ランサムウェア・インシデント発生時の組織向けガイダンス（要旨）
・ 身代金支払いに関する正しい法規制の環境を考慮する
・ 関係当局へランサムウェア・インシデントを報告する
・ すべての選択肢を評価する
・ 可能であれば専門家に相談する
・ 身代金支払いの代替案を検討する
・ インシデントの影響と法的義務を評価するための関連情報を収集する
・ インシデントの影響を評価する
・ 意思決定を記録する
・ 技術スタッフや上級意思決定者など、必要な関係者を意思決定に参加させる
・ 身代金の支払いをしてもデバイスやデータへのアクセスが保証されるわけではないことに注意する
・ インシデント後の評価：インシデントの根本原因を調査し、再発防止に必要な準備を行う

(参考：NISC「ランサムウェア・インシデント発生時の組織向けガイダンス（仮訳）」を基に  
インターリスク総研にて作成)

以上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランスグループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社リスク管理）、サイバーリスク等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

#### お問い合わせ先

**MS & ADインターリスク総研(株) リスクコンサルティング本部**

**リスクマネジメント第三部**

interrisk\_csr@ms-ad-hd.com（危機管理・コンプライアンスグループ）

interrisk\_erm@ms-ad-hd.com（統合リスクマネジメントグループ）

CyberRisk\_irric@ms-ad-hd.com（危機管理・サイバーリスクグループ）

**リスクマネジメント第五部**

kankyo@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第一グループ）

sustainability2@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第二グループ）

<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

#### <危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

#### <統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社リスク管理）
  - ・リスクマネジメント体制構築
  - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

#### <危機管理・サイバーリスクグループ>

- ◆ 情報セキュリティ、サイバーリスク

#### <サステナビリティ第一グループ>

- ◆ 気候変動・TCFD支援
- ◆ 自然資本・TNFD支援

#### <サステナビリティ第二グループ>

- ◆ SDGs（持続可能な開発目標）推進支援
- ◆ 生物多様性（企業緑地）取り組み支援
- ◆ 「ビジネスと人権」取り組み支援
- ◆ サステナビリティ経営に関する体制構築・課題対応支援

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。  
また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2024

MS&AD インターリスク総研は、2024年4月、これまでのホームページを刷新し、リスクに強い組織づくりをサポートするプラットフォーム「RM NAVI(リスクマネジメント ナビ)」をリリースしました。

「RM NAVI」は、MS&AD インターリスク総研の知見をフル活用して、情報提供から実践までをトータルサポート。

コンサルタントの豊富な経験と、最先端のデジタルサービスで、リスクに強い組織づくりを支えます。

あなたに寄り添い、最適な答えへと導く、リスクマネジメントの羅針盤です。

## リスク対策がわかる。 組織がかわる。

リスクに強い組織づくりをサポートするプラットフォーム



# RM NAVI

リスクマネジメントナビ

### こんなお悩みはありませんか？

リスクが多様化・複雑化し、  
最新ノウハウを  
得ることが困難に…

リスク対策を  
効率化したいが、  
リソースが足りない…

情報セキュリティや  
BCPなどのリスク対策が  
進んでいない…

### RM NAVIが最適なリスクマネジメントへと導きます



MS&ADインターリスク総研の知見をフル活用  
して、リスクマネジメントをサポート！



現場経験豊富なコンサルタントが、  
最新の情報を提供！



最先端のデジタルサービスを駆使して、  
対策の実行までを支援！

「RM NAVI」はこちら（会員登録もこちらから可能です） >

<https://rm-navi.com>

